

【新潟市】教育・保育施設における「新しい生活様式」の取り組み



感染症予防のために①～⑤に取り組んでいます

① 園生活全般

- * 石鹸を用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒により、手指を清潔に保つ
- * 手が触れる机やドアノブなど物の表面は、消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を行う
- * 定期的な換気を行う
- * 咳エチケットを実施する（マスクの着用・ティッシュやハンカチ等で口や鼻を覆う）
- * 園児の年齢に応じて、手洗いの介助や適切な手洗いの方法の指導を行う
- * タオルの共用はしない



② 職員の体調管理

- * 出勤前に体温を計測し記録を付け、発熱や呼吸器症状（以下「発熱等」という）が認められる場合は出勤しない
- * 過去に発熱等が認められた場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤しない
- * 施設長は職員の健康状態を確実に把握する

③ 園児の体調管理

- * 登園前に体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合は利用を控えていただく
- * 過去に発熱等が認められた場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは利用を控えていただく
- * 園児の体調について家庭と共有し、健康状態に留意する

④ 園児の送迎時の対応

- * 発熱等が認められる保護者による送迎は控えていただく
- * 送迎時にはマスクの着用をお願いする



⑤ 外来者への対応

- * 委託業者からの物品の受け渡し等は限られた場所から行う
- * 施設内に立ち入る場合は手洗い、検温、マスク着用をお願いし、発熱等が認められる場合は立ち入りを断る